

どの仲裁機関を選択すべきか？

過去 20 年間にアジア太平洋地域における仲裁制度は大きく成長しました。アジアのほとんどの国では、仲裁が使いやすいような法制度が整い、各地で新たな仲裁機関が設立されました。そのうち国際ビジネス社会から大きな支持を得ているものも数多くあり、それらは仲裁機関として最も有名な欧州や米国の機関と直接競合しています。

このように新たな選択肢が提示された状況において、また、そのうちの一部は日本にも近接していますが、御社の契約または事業にとっての最良の仲裁機関をどのように選択すればよいのでしょうか。幸いにも、ビジネスマンのほとんどは仲裁に巻き込まれるような事態に陥ることはあまりないかと思いますが、その分、仲裁制度の実像について直接イメージを持つことは難しいものと思われます。実務においては、仲裁地の選択は習慣や昔ながらの例にならって行われることが多いようです。つまり、当事者は、紛争が起きて初めて、過去に仲裁に関してどのような契約を締結していたかを知るのです。

仲裁地の選択についてより科学的な根拠を示すべく、本ブリーフィングにおいては、アジアにおける主要 3 機関、すなわち日本商事仲裁協会、香港国際仲裁センターそしてシンガポール国際仲裁センターの比較を行います。

仲裁機関の選択はどのくらい重要なのか

好ましい仲裁結果を得ようとする場合、仲裁機関の選択よりも、仲裁人の選択の方がより重要になる、ということを経験的に申し上げておきます。上記の 3 つの仲裁機関はいずれも競争的な価格で高いクオリティのサービスを提供しており、どのような選択をしても特に問題はありませぬ。とは言っても、そのサービスの内容および費用の相違がありますので、それについて下記で詳しくみていきたいと思います。

仲裁人の第一人者は各地を移動するため、仲裁機関の選択は、仲裁人の選択という決定的な問題に大きな影響を与えるものではありませんが、一定の関係性があることも否定できません。当事者が仲裁人（または仲裁人が 3 人の場合には、仲裁廷の議長）について合意できない場合は、仲裁機関によって決定が行われ、通常は認可された委員会の仲裁人のうちのいずれかの者がその任に当たります。したがって、仲裁機関が十分配慮した任命プロセスと広範かつ多様な委員会を擁することが重要になります。上記の 3 つの仲裁機関は、そのような委員会を擁しています（他の仲裁機関は必ずしもそうではありません）。しかしながら、すべての条件が同等であるとしても、指名を行う機関の法域から仲裁人が選ばれる場合が多いと考えられます。

主要トピック

仲裁機関の選択はどのくらい重要なのか

仲裁機関はどのようなサービスを提供してくれるのか

費用はいくらになるのか

手続に関する規則の相違点

他の事項

一応のまとめとして

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

Jim Jamison (ジム・ジャミソン)
直通電話番号: +81 3 5561 6617
電子メール:
Jim.Jamison@cliffordchance.com

Michelle Mizutani (ミシェル・みづたに)
直通電話番号: +81 3 5561 6646
電子メール:
Michelle.Mizutani@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107-0052
東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号
赤坂溜池タワー 7 階
www.cliffordchance.com

当事者が明示的に別段の合意をしない限り、仲裁機関の選択によって仲裁地という重要な点も決定されることとなります。例えば、仲裁地の明示的な選択がなされない場合、シンガポール国際仲裁センターの規則に基づく仲裁はシンガポールの仲裁地で行われるものとみなされます。仲裁地は、審問を行う場所のみならず、それによって仲裁の遂行に適用される手続法および必要がある場合どの裁判制度が仲裁のプロセスを監督し、支援するかも決定します（以下でより詳細にみていきます）。当事者が裁判所の支援を必要とする場合、例えば協力的でない証人に対し強制的に証言を求める場合、または不公平かつ偏向的な行為を行った仲裁人の交代など、現地の裁判制度が重要になる場合があります。

仲裁機関はどのようなサービスを提供してくれるのか

世界中の仲裁機関が提供するサービスの範囲は多岐にわたります。当事者間で合意が成立しない場合に、仲裁人を選任する以外にほとんど活動せず、仲裁の全ての事務手続を当事者と仲裁人に一任する機関もある一方、当事者、当事者のアドバイザーおよび仲裁人の中での調整を行う事務スタッフを多数手当てして仲裁プロセスを進める機関もあります。そのような機関では、高水準の仲裁判断と簡便な執行が可能になるよう、仲裁プロセスそのものについて、品質保証機能を行わせる場合もあります。

一般的に、仲裁機関がより大きな役割を果たせば果たすほど、その費用は高くなります。より高度に管理された仲裁プロセスのためにどれだけ追加費用を支払うことを希望するかは、それぞれでしょう。一方当事者が他方当事者を知っていて将来的に取引があるであろう場合は、仲裁プロセスも合理的な範囲で節度ある、管理可能なものになると思われますので、追加費用の支払を求められるような仲裁機関による作業は必要ないものと考えられます。逆に、一方当事者が他方当事者のことを知らず、また他方当事者が非協力的であると思われる場合は、仲裁の実務を中立的な機関に任せるのが得策でしょう。

日本商事仲裁協会のサービスは、比較的事務的な内容になっています。同協会の事務局は審問のための部屋の提供、および審問に付随する録音、記録等のサービスを行います。また、当事者宛の手続命令や通知の草案作りも行います。いったん仲裁判断が出されれば、事務局は数字やタイプにミスがないかの確認を行います。

香港国際仲裁センターは、国連国際商取引法委員会規則を使用する、管理レベルの低い低価格でのオプションと、自己の香港国際仲裁センター管理規則を使用する、管理レベルの高い高額のオプションを提供しています。

香港国際仲裁センターの管理レベルの低いオプションの場合、当事者が希望する場合は日本商事仲裁協会が提供するサービスと同様のサービスの提供が可能です。また、事務局はビデオ会議および文書の安全な保管の手配を行い、かつ利害関係者として金銭の保有も可能です。これらのサービスは、個々に価格が決められており、当事者は使用したいサービスがあれば、それをメニューから選択することができます。

当事者が管理レベルの高いオプションを選択した場合（通常、仲裁条項による）、香港国際仲裁センターは、自己の規則に従い、仲裁プロセス全体の調整を行います。仲裁廷の選択の手配、仲裁廷が決定するまでの手続の管理を行い、さらに、仲裁人の選任の確認およびかかる選任に対する異議に対する判断を行います。また必要があれば、仲裁人の報酬金の決定を行います。同仲裁センターは、当事者と仲裁人とのコミュニケーションの中立的な橋渡しの役を担うとともに、審問日および部屋の手配等、その他必要な事務的サポートを行います。また、手続にかかる費用についての口座を維持し、当事者による必要な立替払が行われるようにします。さらに、必要があれば、香港以外の国において仲裁判断の届出または登録のお手伝いもいたします。これらは管理レベルの低いオプションに比べるとかなり盛りだくさんの内容になっていますが、それでもまだ管理レベルが高いとは言えない手続内容といえます。

シンガポール国際仲裁センターは、国際商業会議所の仲裁制度をモデルとした高管理型の制度を採用しています。これには香港国際仲裁センターと同様の方法における仲裁の事案管理および財務管理が含まれますが、シンガポール国際仲裁センターの規則によれば、紛争の実体に関し、シンガポール国際仲裁センターに追加的な権限が付与されています。特筆すべきは、仲裁判断の準備において品質保証の役割を担っていることです。仲裁判断を下す前に仲裁人はその草案をシンガポール国際仲裁センターに提出しなければならず、そこでシンガポール国際仲裁センターは仲裁判断の形式について修正提案を行ったり、その内容について注意を促すことができます。登録官がその形式について承認するまで仲裁廷は仲裁判断を下すことができません。また、シンガポール国際仲裁センターは手続面に関する権限を有しています。すなわち、シンガポール国際仲裁センターは、事案によっては、より短期間で 1 名の仲裁人のみが担当する簡易手続を適用することができ、その場合には 6 ヶ月以内に簡易仲裁判断が下されます。また、当事者が仲裁廷の選択前の緊急的な救済を求めている事案の場合、シンガポール国際仲裁センターは一方的に臨時緊急仲裁人を選任してかかる申請の検討を行い、適当であると認めた場合には緊急的な命令を出すこともできます。

費用はいくらになるか

仲裁費用を査定する際は、仲裁機関関連の手数料と仲裁人の報酬金の二つを念頭に置かなければなりません。また、通常、部屋の使用料、通訳料、複写費等が発生します。

日本商事仲裁協会、香港国際仲裁センター（管理レベルの高いオプションの場合）およびシンガポール国際仲裁センターは、いずれも請求金額の一定の割合を自らの手数料として計算します。その割合は、請求金額が高額になればなるほど減少します。ご参考までに請求金額が 100 万米ドルの場合と 1,000 万米ドルの場合のこれら 3 機関の手数料を比較してみましょう。

*香港国際仲裁センターの管理レベルが低いオプションにおいては、提供を求められたサービスごとの固定費用のみが手数料となります。例えば、仲裁人の選定の費用は一律 500 米ドルとなります。

仲裁機関の手数料の比較

機関	請求金額が 100 万米ドルの場合 (米ドル建) の手数料	請求金額が 1,000 万米ドルの場合 (米ドル建) の手数料
日本商事仲裁協会	14,200	43,800
香港国際仲裁センター (管理レベル低) *	500	500
香港国際仲裁センター (管理レベル高)	6,300	14,900
シンガポール国際仲裁 センター	11,400	26,600

仲裁人の報酬金の計算については、1 時間当たりでの計算方法と請求金額に対する割合での計算方法の 2 つの方法があります。

日本商事仲裁協会は、当事者が自己のレートで仲裁人と交渉し、合意することを認めていますが、合意が成立しなかった場合は、仲裁人の経験、事案の複雑性等により、1 時間当たり 350 米ドルから 950 米ドルの範囲内での金額となります。

香港国際仲裁センターは、管理レベルが低いオプションの場合には、仲裁人の報酬金には関与せず、当事者と仲裁人との直接交渉に任せています。管理レベルが高いオプションの場合には、当事者が自己のレートで仲裁人と交渉し、合意することを認めています。合意に至らなかった場合は香港国際仲裁センターが仲裁人ごとに固定額の費用を決定します。香港国際仲裁センターの規則では、事案の複雑性、仲裁にかかった時間等による費用の範囲（請求金額に占める割合の上限と下限）が定められています。

シンガポール国際仲裁センターは、請求金額に占める割合に従って仲裁人に支払われるべき報酬金を計算します。当事者がそれとは異なる金額の報酬金について仲裁人と交渉する余地はありません。

ご参考までに、請求金額が 100 万米ドルの場合と 1,000 万米ドルの場合の、香港国際仲裁センター（管理レベルの高いオプションの場合）およびシンガポール国際仲裁センターの仲裁人の報酬金（またはその範囲）を比較してみましょう。

管理レベルが高いオプションの仲裁機関における仲裁人の固定報酬金の比較

機関	請求金額が 100 万米ドルの場合 (米ドル建) の報酬金	請求金額が 1,000 万米ドルの場合 (米ドル建) の報酬金
香港国際仲裁センター (管理レベル高)	10,700-45,000	26,000-100,000
シンガポール国際仲裁 センター	48,700	157,000

仲裁機関の手数料及び仲裁人の報酬金の双方が固定額の場合に、紛争が仲裁手続の初期の段階において解決した場合には、シンガポール国際仲裁センター及び香港国際仲裁センターと、同金額の一部分の返還を求めべく交渉をすることは可能です。

手続に関する規則の相違点

上述のとおり、明示的な仲裁地の選択がない場合、通常は仲裁機関を選択することによって基本となる仲裁の手続法が決定されます。例えば、シンガポール国際仲裁センターの仲裁規則上、基本となる手続法はシンガポール法になります。これが通常の規定であり、当事者は異なる手続法の選択について明示的に合意することで自由に手続法を選択することが可能です。もっとも、実務上は仲裁条項について合意する際に当事者がここまで詳細に定めることは稀です。

手続法が異なることでどのような違いが出てくるのでしょうか。仲裁人はほとんどの場合、手続の調整方法について非常に広い裁量を有しており、現地の手続法を厳守する義務を負いません。この仲裁の手続に関する柔軟性こそが仲裁制度の魅力のひとつと言えます。経験豊富な国際的仲裁人の間では、非公式だけでも十分に予測可能な「最良の実務」の手続様式が確立されています。

とは言っても、異なる法域、特に大陸法系の日本と、コモンロー系の香港、シンガポールとでは手続法は大きく異なります。コモンロー系の法域では、口頭での証人による証言に最も重きを置き、真実は反対尋問から浮かび上がるものであることを前提としています。また、事実に関する透明性が重視されており、当事者は証拠を開示することを強制され、それは、当事者において秘匿性が高いものや、開示によって当事者に損害が生じる場合でも異なりません。一方、大陸法系の法域では、口頭での証拠の重要性はさほど大きくなく、書証と弁護士による提出物が重視されます。強制的に証拠開示を命じられることはほとんどなく、当事者は通常事実に関する自己の知識・認識に依拠しなければなりません。

これらの手続法上の相違点がどの程度仲裁そのものに影響するかを予想するのはなかなか困難です。しかし、公平な審問がどのようなものであるかを決定する際、仲裁人としての専門的背景が影響してくることは明らかです。日本において、日本人が大勢を占める仲裁委員会とともに行われる仲裁は、日本の大陸法型の手続法と実務に影響されることは容易に想像がつくところです。また、仲裁は合意に基づくプロセスであるため、仲裁人は当事者の期待に沿うことを希望するものです。したがって、当事者双方が香港の者であり、香港で行われる仲裁は、香港のコモンロー系の手続法と実務に影響を受ける可能性が非常に高くなります。仮に当事者が採用される手続法に異議を唱えた場合は、仲裁人は仲裁地の選択を、当事者が仲裁の合意をしたときにもともと意図していた手続法を強く示すものとして取り扱います。

他の事項

最後に、仲裁機関の選定に影響する事項がほかにもあります。これは、例えば中国に対して長年に渡って法律サービスを提供してきた香港のように、歴史的背景に基づく場合があります。香港国際仲裁センターは、中国本土における司法機関とのネットワーク化も十分であり、香港国際仲裁センターの仲裁判断の執行を非公式ではありますが支援することができます。香港国際仲裁センターの仲裁判断は、インド関連の仲裁についてシンガポールが優位性を確保しているように、法的効力を有しえます。すべての仲裁判断がインドで執行可能なわけではなく、インド政府が承認した国の仲裁判断のみが執行可能となります。シンガポールと日本は承認されていますが、中国は承認されていないため、シンガポールと東京の仲裁判断はインドでは執行可能ですが、香港の仲裁判断はこれを執行することができません。

一応のまとめとして

1. アジア太平洋地域においては、日本商業仲裁協会、香港国際仲裁センターおよびシンガポール国際仲裁センターによってすべての異なるタイプの仲裁スタイルが網羅されています。したがってもはやアジア太平洋地域の外に行く必要はありません。
2. 一方当事者が他方当事者を知っていて将来的に取引があるであろう場合は、日本商業仲裁協会および香港国際仲裁センター（管理レベルが低いオプション）が提供する安価なタイプの仲裁が最良の選択肢です。
3. 一方当事者が他方当事者のことを知らず、また他方当事者が非協力的であると思われる場合は、シンガポール国際仲裁センターまたは香港国際仲裁センター（管理レベルが高いオプション）が提供するより高管理型の仲裁がよいでしょう。
4. 価格については、香港国際仲裁センターが最も競争力のある機関となっています。シンガポール国際仲裁センターは一般的により高額ですが、金額についてより高い確実性を提供しています。すなわち、仲裁費用の見積もり能力が非常に重要となる場合、シンガポール国際仲裁センターはよい選択肢となるでしょう。日本商事仲裁協会の料金は非常に高額ですが、これは日本商事仲裁協会の仲裁人には固定金額の一括払いではなく、時間当たりの報酬金が支払われているためです。したがって、紛争が早期に解決すれば（しばしばそういう事例が見受けられます）、費用も安くなります。

5. コモンロー系の手続（証人の反対尋問および文書の強制開示）か、大陸法系の手続（証人よりも弁護士が提出する書証が重視され、文書の強制開示がない）かの選択をすることになります。これらの点について仲裁人に明確な指示を与えてください。
6. インドにおいて仲裁判断を執行する必要がある場合は、香港国際仲裁センターではなく、シンガポール国際仲裁センターか日本商事仲裁協会のいずれかを選択してください。中国本土で仲裁判断を執行する必要がある場合は香港国際仲裁センターが非常に強力な候補となるでしょう。

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm

© Clifford Chance (Tokyo) LLP and Clifford Chance Law Office January 2011